

都市計画審議会の各専門分科会の意見等(分科会連携)

No	意見の概要	素案への反映
1	歩いて暮らせるまちづくりを目指すにあたっては、身近に利便施設があっても、歩いて行けないと意味がない。高齢者等のためのベンチの設置や歩車分離を図るなどの対策も必要である。例えば、公園のフェンス等は、道路との境界に設けず、道路から後退して整備し、ベンチを置く等することも考えられるのではないか。	<p>2-2 都市交通の方針 (2) 道路 歩行者・自転車利用 (現行) ・歩道の段差解消等を図り、安全で快適な歩行者空間を整備します。 (変更案) ・歩道の段差解消を図るほか、公共施設の整備又は大規模な民間開発の機会を捉え、その敷地内に日常自由に通行又は休憩ができる空間の確保を図ることで、安全で快適な歩行者空間を整備します。</p>
2	狭小地や未接道地で建て替えができない小さな敷地について、暫定的な使い方防災空地やコミュニティ農園等を作り、路地と路地をつなぎ、二方向避難ができるようにする等していけば、将来的には共同建て替えにつながる可能性があるのではないか。	<p>2-3 市街地整備の方針 (1) 既成市街地の維持及び更新 密集市街地 (現行) ・狭小地又は無接道敷地における建築物の建替え等による土地利用の更新を促進するため、狭小地や無接道敷地とその隣地との一体利用を推進していくほか、街区単位でまとめて更新する方法を関係権利者とともに検討します。 (変更案) ・狭小地又は無接道敷地については、建築物の建替え等による土地利用の更新を促進するため、その隣地との一体利用の推進や将来の一体利用にもつながる防災空地等としての暫定利用を進めるほか、街区単位でまとめて更新する方法を関係権利者とともに検討する等、地域の防災性を高める取組を進めます。</p>
3	民間の事業活動により既に日々行われている景観形成に関して、都市マスの10年計画で検討するという記載では、いつまで検討ばかり続けるのかと感じてしまう。	<p>2-5 都市景観の方針 (2) まちの顔となる都市景観の誘導 主要駅周辺地域 (現行) ・阪急塚口駅、JR尼崎駅及び阪神尼崎駅を中心に、地域活性化の取組と連携し、各地域の特性に応じたまちかど景観への誘導策を検討します。 (変更案) ・阪急塚口駅、JR尼崎駅及び阪神尼崎駅を中心に、地域活性化の取組等と連携し、各地域の特性に応じたまちかど景観への誘導策を検討する等、良好な景観形成のための取組を行います。 (3) 都市景観の基本的な水準の向上 都市美形成の推進 (現行) ・主要駅周辺地域等、それぞれの特性に応じた魅力的な景観形成に向けたガイドライン等を検討し、都市景観の向上を図ります。 (変更案) ・主要駅周辺地域等について、それぞれの特性に応じた魅力的な景観形成に向けたガイドラインの策定を行う等、都市景観の向上を図ります。</p>
4	屋外広告物のところで記載している「にぎわいの創出を踏まえた誘導」について、屋外広告がにぎわいを創出するものではないと考える。何を指して景観の誘導をするのか明確に書くべきである。	<p>2-5 都市景観の方針 (3) 都市景観の基本的な水準の向上 屋外広告物 (現行) ・その他の地域においては、屋外広告物等の面積、高さ、表示又は設置の場所等について地域に応じた許可基準のほか、にぎわいの創出を踏まえた誘導を行います。 (変更案) ・その他の地域においては、屋外広告物等の面積、高さ、設置の場所等について地域に応じた規制を行うほか、地域の魅力の向上やにぎわいの創出の取組に寄与する屋外広告物については、周辺との調和を図りつつ、適切な誘導を行います。</p>